

被扶養者の皆さまへ

無料で特定健診が
受けられます！

特定健康診査受診券をご自宅へ郵送します

組合員の皆さまからも被扶養者に受診されるようお知らせください。



特定健康診査は、メタボリックシンドロームをはじめとする生活習慣病を早期に発見する絶好の機会です。重症に陥らないためには、早い段階で改善することが極めて重要です。

メタボは なぜ危険

メタボリックシンドロームになると動脈硬化が進行し、心臓病や脳卒中などの深刻な病気の発症リスクが格段に高まります。

また、糖尿病の発症・悪化にも深くかかわっており、合併症などの重症化にも大きく影響します。

対象者

40歳以上75歳未満の被扶養者

送付時期

5月中旬

受診方法

次のいずれかの方法により、特定健康診査を受診してください。

1

住民健診

お住まいの市町が実施している住民健診と併せて、特定健康診査を受診することができます。

受診時に、特定健康診査受診券をご提出ください。

2

検査機関

特定健康診査を実施している全国の検査機関で、特定健康診査を受診することができます。

受診時に、特定健康診査受診券をご提出ください。

3

人間ドック

(被扶養配偶者のみ)

当組合が助成する人間ドックを受診することで、特定健康診査を受診したことになります。

特定健康診査受診券の必要はありません。

受診した
後は

特定 保健指導

無料!

リスクの程度に応じて動機付け支援及び積極的支援があり、該当された方には、特定保健指導利用券を送付しています。

特定保健指導は、特定健康診査の結果をもとに保健師や管理栄養士などの専門家からサポートを受けながら生活習慣の改善を行うものです。

上記記事に関する
お問い合わせは

保健課

☎028 - 615 - 7816